

松川事件関連資料の寄贈

元愛知大学名古屋図書館 中村 直美

2014年夏。新設された図書館を見学された卒業生の方から1冊の本が届けられました。本はその方が登壇された松川事件に関する講演会の記録集です。添えられたお手紙にはご自身が弁護団に加わった松川裁判及びその後の国家賠償請求裁判の資料を母校である愛知大学の図書館に寄贈したいと内容が書かれていました。私はすぐに浜松市にあるI弁護士の事務所を訪問しお話を伺いました。昭和20年代後半、I弁護士は働きながら自宅から通学ができる愛知大学(豊橋)の夜間短大に入学、短大から夜間学部編入学をし、大学卒業後に司法試験に合格。司法修習生を経て東京弁護士会に登録し松川裁判の第二次上告審から弁護人に参加されます。松川裁判の被告人全員無罪判決が確定した後、国家賠償請求訴訟では準備段階から結審まで常に弁護団のお一人として中心的に活動をされました。I弁護士のお話から、自宅通学ができる場所(豊橋)に法律を学ぶことができる大学があったことへの感謝の思いを感じられ、また当時の大学の雰囲気や教鞭をとっていた個性的な大学教員のお話などI弁護士から伺うことは大学の後輩である自分にとって設立当時の母校の姿を思い浮かべることができました。「松川事件を担当した他の弁護士が保管していた資料はいくつかの大学に寄贈されたが一部を除いて多くの資料は散逸してしまった」「松川事件は社会性が強く後世の人たち(特に後輩の学生たち)に知ってもらいたい」とI弁護士は話されました。私は大学に戻り図書館長と協議し、愛知大学図書館として、I弁護士からの寄贈のお申し出をお受けすることとなりました。

2014年12月中旬のある日。資料を運搬する日は浜松では珍しく曇り寒い日でした。朝から私を含め4人の図書館員がI弁護士のご自宅に向き資料の梱包を行いました。午前中に作業を終え浜名湖産の鰻を食べる予定でしたが、お昼を過ぎても遅々として作業が終わりません。資料の物量の見込みが甘く当初想定していた物量より多く資料が倉庫に眠っていました。その数段ボール箱で30箱以上になりました。I弁護士の奥様はそのことを知ってか知らずか、寒空で作業をする我々が寒いであろうと豚汁をご馳走してくれました。寒い体に豚汁が染み渡り温まりました。

資料をいただいた翌年から資料の整理を開始しました。片手間の作業となりましたが資料1つ1つを手に取り分類をし、時にはI弁護士に図書館にご来館いただき、時には私が浜松市の事務所にお邪魔をしながら作業を進め、資料の目録を作成するまで約3年の時を要しました。この間私自身は2度の大きな手術をし長期休暇をいただいています。さらにその後新型コロナウイルスが感染拡大する事態となり、加えて2021年4月に私自身が職場内の人事異動により図書館を去ることになりました。私は図書館を去るにあたり法学部の図書館委員のO先生に、図書館勤務時代にできなかった松川事件の資料の公開を相談しました。O先生は法学部の先生達と協議を重ねた結果、コロナ禍ではありましたが2021年11月22日に愛知大学法学会主催の講演会を開催することとなりました。講演会終了後にはI弁護士に多くの質問をする学生たちの姿を見ることができ、さらには法学部の先生たちと意見交換をする場でI弁護士がお話をする姿を見ることができました。私自身、I弁護士の講演会を終え松川事件関係資料を伝えることができ図書館員として最後のお勤めをやり遂げたとの思いがあります。なお、講演の詳細については愛知大学法学部「法経論集」第231号(2022年7月発行予定)に掲載される予定です。